額、特目住宅にあつては、家賃（特目要綱第17第１項ただし書に規定する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成５年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則」という。）第20条の規定に準じて算定した額（以下「限度額家賃」という。）又は特目要綱第17第１項ただし書に規定する特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則第21条第１項の基準に該当する場合において特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則第21条第２項に準じて算定した額（以下「変更限度額家賃」という。）を超える場合には当該限度額家賃又は当該変更限度額家賃）として国土交通大臣が調査した額

［略］

三　中学校費　教職員数

密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D}{A \times 5{,}847{,}000}$$

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

36,900 × b1 × b2

算式の符号

［略］

b2　スクールバス等の数に160.76を乗じて得た数を、符号b1の数値で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

1,101,000 × c1 ×（c2 ＋c3）

算式の符号

額、特目住宅にあつては、家賃（特目要綱第17第１項ただし書に規定する特定優良賃貸住宅の供給促進に関する法律施行規則（平成５年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則」という。）第20条の規定に準じて算定した額（以下「限度額家賃」という。）又は特目要綱第17第１項ただし書に規定する特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則第21条第１項の基準に該当する場合において特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則第21条第２項に準じて算定した額（以下「変更限度額家賃」という。）を超える場合には当該限度額家賃又は当該変更限度額家賃）として国土交通大臣が調査した額

［同左］

三　中学校費　教職員数

密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D}{A \times 5{,}943{,}000}$$

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

36,500 × b1 × b2

算式の符号

［同左］

b2　スクールバス等の数に163.23を乗じて得た数を、符号b1の数値で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

1,113,000 × c1 ×（c2 ＋c3）

算式の符号